

## 給与支払報告書（令和8年度）の提出について（お願い）

平素から、町県民税（住民税）の特別徴収につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、給与支払報告書は町県民税（住民税）の計算のもととなる大切な資料となります。

給与支払者におかれましては、地方税法第317条の6第1項の規定に基づき、左記期限までに給与支払報告書を提出くださいますようお願いします。（提出にあたっては別紙をご覧ください。）

なお、退職等の事実が生じる場合は、発生した月末までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

また、退職日が1月1日～4月30日の場合は、地方税法321条の5第2項の規定により未徴収分の町県民税（住民税）は一括徴収が義務付けられておりますので、遗漏のないようお願いします。

（給与支払報告書総括表 在中）

☆ 令和8年2月2日までにご提出ください。

### ●問合せ先

〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地

三股町役場 税務財政課 住民税係

TEL 0986-52-9638 FAX 0986-52-9639

•給与支払報告書(個人別明細書)  
は、1人につき1枚ご提出ください。（複写は不要です）

### 給与支払報告書（総括表）

三股町長宛 令和 年 月 日提出

指 定 番 号

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ		事業種目	
給与支払者の氏名又は名称		受給者総人員	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		特別徴収対象者	人
フリガナ		普通徴収対象者（退職者）	人
同上の所在地		普通徴収対象者（退職者を除く）	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員の合計	人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課 係 氏名 (電話)	給与の支払方法及びその期日	税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話)	納付書の送付	必要・不要

きりとり

きりとり